

告 示

埼玉県告示第八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、秦第二土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画の変更認可申請を令和二年一月三十一日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和二年二月四日

埼玉県知事 大野元裕

一 縦覧期間

令和二年二月五日から令和二年三月五日まで

二 縦覧場所

熊谷市役所